

## 2024年度岐阜基地航空祭臨時売店 募集要領

### 1 概要

岐阜県各務原市那加官有地無番地に所在する航空自衛隊岐阜基地において実施する岐阜基地航空祭への来場者等の利便性を確保するため、臨時売店の設置及び営業を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）を有する者、又は第8項に示す書類の提出により同等の資格確認できる専門業者であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 各務原商工会議所の会員であること。
- (9) 航空自衛隊岐阜基地における一般公募での申込をしていないこと。  
（航空自衛隊岐阜基地における一般公募との重複申込は不可。）

### 3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：岐阜県各務原市那加官有地無番地
- (2) 名称：航空自衛隊岐阜基地

### 4 売店設置日

令和6年11月17日(日)。営業時間帯は08：30～15：00(基準)。  
ただし、当日の天候等により、中止を含め内容を変更することがある。

### 5 募集業種

- (1) 飲食提供（食品及び飲料（酒類提供不可））
- (2) 物品販売（玩具、グッズ、土産品等）

### 6 業者数

20業者。ただし、計画等に変更が生じた場合は、増減することがある。  
各務原市内に事業所を有する事業者等が優先的に出店できることとする。  
応募多数の場合は、抽選により採用者を決定する。

### 7 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 使用料等

国有財産法に基づく土地使用料が発生する。

(3) 店舗面積

1店舗あたり 19.44㎡ (間口5.4m×奥行3.6m)

(4) 運用上の条件

ア 臨時売店の設置、営業については、航空自衛隊岐阜基地担当者（以下「売店係」という。）の指示に従うものとする。指示に従わない場合は参加資格を取り消し、営業を中止させ、次回以降の参加資格を認めない場合がある。

イ 出店に必要な費用（国有財産使用料、テントレンタル費用及びゴミ処理費）は出店者の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害について、官側は、一切補償しない。

ウ 出店業者により臨時売店会を結成する。会長は互選とし、国有財産使用に関する事項、テントのレンタルに関する事項、当日発生するゴミの処理に関する事項及びこれらに伴う会計処理、その他運営上必要な事項の事務を担当するものとする。

エ 衛生管理及び安全確保のため必ずテントによる販売とし、飲食提供については三方を横幕（防災素材）で囲うとともに、テント内の地面をシートで覆うこと。また、臨時売店会が指定する業者が設置したレンタルテントを使用するものとする。

なお、飲食提供において、キッチンカーによる出店を行う場合はテントの設置を要しない。

オ 電気及び水は基地側からは供給しない。必要な場合は出店者が用意するものとする。

カ 火気器具（発動発電機を含む。）を使用する場合は、売店係、基地防火担当者及び所轄消防署の指導に従うものとする。使用できる火気器具は、許可を受けた物のみとし、別途指示する防火安全対策をとるものとする。

キ 火気使用業者及び飲食提供業者は、各種事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していなければならない。加入していない場合は、出店決定後、速やかに同様の保険に加入するものとする。

ク 飲食提供業者は、露店営業（キッチンカーの場合は自動車営業）又は臨時営業の許可を受け、衛生上の指導に従うこと。食品については、衛生的に加工、または調理されたものを取り扱うものとし、保健所の指導に従うこと。

ケ 飲食提供業者は調理員及び販売員全員の腸内細菌検索を受験し、検索結果の提出を要する。腸内細菌検索で陽性反応の出たものは従事させないこと。また、当日は店舗内に手洗い用の水タンク及び消毒液を設置すること。

コ 車両の乗り入れは1店舗につき2台以内とし、車両番号等を事前に登録するものとする。基地内を運行する際は、制限速度等運行規則を遵守するほか、売店係等の交通誘導に従うものとする。

サ 飲食提供の飲料について、ガラス瓶を容器とする物（ビー玉で蓋をしたラムネを含む）の取り扱いは不可とする。

シ 物品販売において、弾薬、爆薬等の模造品、ナイフ（ナイフ付コンビネーションツールを含む）等の刃物、概ね1/1スケールのモデルガン等、及び蓄光、発光体として放射性同位元素を用いた製品全般については取り扱いを禁止する。その他の品目についても基地行事に相応しくないとと思われる物品については取り扱いを禁止することがある。

ス 出店業者は、売上額を後日売店係に報告するものとする。報告様式及び提出期限

は別途示す。

セ 本航空祭に出店する売店は1申請者につき1店舗のみとし、複数店舗の出店は不可とする。また販売員についても、複数の店舗に重複して登録することは不可とする。

ソ 本要領に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

## 8 応募要領

次のとおり書類を提出すること。提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な運営のため、警察、消防、保健所等の関係機関にその内容を通知することがある。

### (1) 提出書類

ア 出店申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第1）

イ 販売品目表・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第2）

ウ 誓約書（航空自衛隊岐阜基地司令宛）・・（別紙様式第3）

エ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第4）

オ 販売者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第5）

カ 売店業者身分証・・・・・・・・・・・・（別紙様式第6）

キ 誓約書（東海防衛支局長宛）・・・・・・・・（別紙様式第7）

ク 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第8）

ケ 登記簿謄本（個人である業者にあつては、戸籍抄本）

コ 直近の決算書（個人である業者にあつては、直近の確定申告書の写し）

サ 納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3。税務署発行のもの）

シ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し【保有する場合のみ】

※ 本書を提出した場合は、ケ、コ、サの提出は不要。

ス 「営業許可書」の写し【飲食業者のみ】

※ 飲食業専門業者であることの確認用のため、実店舗や露店等で取得している営業許可書（エリア不問）の写しを提出すること。ただし、航空祭会場において営業するためには、営業エリアが「岐阜市内一円」または「岐阜市内を除く岐阜県下一円」である営業許可書（露店もしくは自動車営業）が必要となるため、これらを取得していない場合は、出店決定後に臨時営業許可等を申請し提出すること。

なお、弁当販売等、販売品目によっては保健所への営業届が必要となる場合があるため、事前に保健所に確認の上、該当する場合は「営業届」の写しも提出すること。

セ 各種事故に備えた保険（賠償共済等）加入証の写し【火気使用業者及び飲食提供者で、加入している場合のみ】

※ 行事当日が補償期間に含まれていること。未加入者は加入後速やかに提出。

ソ 腸内細菌検索結果の写し【飲食業者のみ】

※ 令和5年11月18日以降に実施したもので、検索項目に赤痢、サルモネラ、O-157が含まれていること。（出店決定後、別に示す期間までに提出すること。）

### (2) 提出期間

**令和6年8月1日(木)～令和6年8月14日(水) 必着**

### (3) 提出方法

郵送又は持参とする。

### (4) 提出先

〒504-0912

岐阜県各務原市那加桜町2丁目186番地 各務原市産業文化センター3階  
各務原商工会議所

(5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類が本要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に不備があった場合
- オ その他、不正行為が認められる場合

9 出店業者の決定及び事前説明会

第8項に基づき提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者とする。ただし、応募多数となった場合は、各務原商工会議所において抽選を行い出店業者を決定する。

出店が決定した業者については、本項(1)により業者名を公告するので、各自確認の上、本項(2)に示す事前説明会に必ず出席すること。事前説明会への参加がない場合は、出店資格を取り消すものとする。

(1) 出店決定業者の公告

ア 期間

令和6年9月13日(金)～令和6年9月27日(金) (予定)

イ 方法

各務原商工会議所ホームページ上に掲載する。電話による問い合わせには応じられないので注意されたい。

(2) 事前説明会

ア 日時

令和6年9月24日(火)

時間は別途示す。

イ 場所

航空自衛隊岐阜基地 2補講堂

ウ 出席者数

1業者1名

エ 持参品

募集要項(本紙)、筆記用具

オ 内容

- (ア) 出店の概要説明
- (イ) 出店に際しての注意事項
- (ウ) 防火教育
- (エ) 出店場所の抽選
- (オ) 各種調整事項

10 担当者

504-0912

岐阜県各務原市那加桜町2丁目186番地  
各務原商工会議所 高場・小林

電話：058-382-7101